

防災地域建設委員会資料

1 一般事件案

- (1) 公の施設の指定管理者の指定について（県立都市公園） ……P1
- (2) 変更契約の締結について
- 《主要地方道 津和野田万川線(田二穂工区)総合交付金(改築)（仮称）田二穂トンネル工事(喜時雨)》 ……P2
- 《主要地方道 津和野田万川線(田二穂工区)総合交付金(改築)（仮称）田二穂トンネル工事(山入)》 ……P3

2 予算案

- (1) 令和6年度土木部11月補正予算案(初日提案分)について ……P4
- (2) 令和6年度土木部11月補正予算案(中日提案分)について ……P9

3 報告事項

- (1) 島根県公共土木施設長寿命化計画〔第2期〕（素案）
の策定について
- ・ 説明資料 ……P13
 - ・ 計画（素案） ……P14
- (2) 第3回 出雲空港利用者利便向上協議会
交通・駐車場部会について ……P32
- (3) 県営住宅家賃過大徴収額の返還について ……P35

令和6年12月12日・13日

土木部

第169号～171号議案

公の施設の指定管理者の指定について（県立都市公園）

1. 施設名

島根県立浜山公園、島根県立石見海浜公園、島根県立万葉公園

2. 指定する期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

3. 選定経過

(1) 公募期間

令和6年8月2日～令和6年9月30日

(2) 申請者数

各公園1団体

(3) 選定方法

- ・令和6年10月25日に、第6期島根県立都市公園指定管理者候補選定委員会を開催
- ・「サービスの向上」、「公園の効用の発揮」、「適切な維持管理」等の観点で評価を行い候補者を選定

4. 候補者及び選定理由

(1) 島根県立浜山公園

候補者	特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21
指定管理料	5年間 932,280千円（年平均額 186,456千円）
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフステージに応じた多様なスポーツ教室を計画し、スポーツとの出会いの場の提供や国スポに向けた競技力向上の支援、健康・体力づくりへの貢献が期待できる。 ・地元団体・企業等と連携しながら、公園の特色を活かした自主事業の開催、大会・合宿の誘致を行うなど、地元における消費の喚起や地域の活性化が期待できる。

(2) 島根県立石見海浜公園

候補者	株式会社ISP
指定管理料	5年間 725,500千円（年平均額 145,100千円）
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県立大学などと連携しながら自然体験などの事業を計画するなど、海浜公園の自然豊かなフィールドを活かして、子どもたちの健全な育成に寄与しようとしている。 ・中国地方の道の駅、広島県内の公民館、一般企業等への情報発信を継続するとともに、山陰道の整備を見据えて東部へのPR強化も図ることとしており、公園の利用促進、利用者増が期待できる。

(3) 島根県立万葉公園

候補者	大畑建設株式会社
指定管理料	5年間 243,100千円（年平均額 48,620千円）
選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を人と人とのふれあいの場として活用することとして、地元社会福祉施設、幼稚園、学校などが交流できる多くの取組を計画している。 ・万葉公園の特色である歴史、文化、自然などを活かした多様なイベントを継続して実施するとともに、地元企業と連携した新規イベントを計画することで地域の活性化及び利用者増が期待できる。

変更契約の締結について

議案その五

番号	工 事 名	位 置	工 事 の 概 要	工 期
第179号 P 20	主要地方道 津和野田万川線 (田二穂工区) 総合交付金(改築) (仮称)田二穂トンネル工事 (喜時雨)	鹿足郡津和野町田二穂地内	トンネル名称：(仮称)田二穂トンネル 工事延長：L=400.0m (うちトンネル延長 L=378.0m) 幅員：W=9.0m (0.75+0.75+3.0×2+0.75+0.75) 内空断面積：A=48.547m ² 掘削工法：NATM(発破掘削)	R7.3.28
変 更 の 概 要			変 更 理 由	
契約・工期		契約の相手方等		
・契約額の変更 1,863,400,000円 ↓ 2,330,416,000円 (467,016,000円増額) ・工期の変更 令和5年3月4日～ 令和7年1月31日 ↓ 令和5年3月4日～ 令和7年3月28日 (56日間延長)		大畑建設・カナツ技建工業・トガノ建設 特別共同企業体 代表者 益田市大谷町36番地3 大畑建設株式会社 代表取締役社長 大畑 勉 構成員 松江市春日町636番地 カナツ技建工業株式会社 代表取締役 金津 式彦 構成員 出雲市白枝町839番地2 株式会社トガノ建設 代表取締役 榎野 直宏 (R6.10.17仮契約)	主な理由 【地山分類の変更による増額】 当初計画では、地表面からの探査およびボーリング調査から、地質を推定し掘削工法を決定していた。掘削を行った結果、推定と異なる区間が見られたため、推定よりも脆弱な区間については掘削時の支保工を強化し、実際の岩盤状況に応じた掘削工法が必要となった。 【施工ヤード等の追加整備による増額】 工事用道路を含む施工ヤード等の整備について、当初計画では、現地踏査による調査及び同規模工事の実績等を踏まえ、整備の範囲・規格等を推定により決定していた。施工ヤード等の整備に着手した結果、想定より軟弱な地盤であることなどが確認されたため、地盤改良などの追加整備が必要となった。 【労務単価等の引き上げによる増額】 令和5年3月の労務単価改定に伴い、特例措置として「令和5年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価及び当初契約時点の物価に基づく請負代金額に変更する」こととしている。 本契約は、これに該当することから(令和5年3月3日契約)新労務単価及び当初契約時点の物価を適用し、請負代金額を変更した。	

変更契約の締結について

議案その五

番号	工 事 名	位 置	工事の概要	工 期
第180号 P21	主要地方道 津和野田万川線 (田二穂工区) 総合交付金(改築) (仮称)田二穂トンネル工事 (山入)	鹿足郡津和野町田二穂地内	トンネル名称：(仮称)田二穂トンネル 工事延長：L=477.0m (うちトンネル延長 L=400.0m) 幅員：W=9.0m (0.75+0.75+3.0×2+0.75+0.75) 内空断面積：A=48.547m ² 掘削工法：NATM(発破掘削)	R7.3.28
変 更 の 概 要			変 更 理 由	
契約・工期		契約の相手方等		
・契約額の変更 1,783,100,000円 ↓ 1,956,079,400円 (172,979,400円 増額) ・工期の変更 令和5年3月10日～ 令和7年1月31日 ↓ 令和5年3月10日～ 令和7年3月28日 (56日間延長)		今岡工業・まるなか建設・日新建設 特別共同企業体 代表者 出雲市塩冶神前二丁目8番16号 今岡工業株式会社 代表取締役 今岡 幹晴 構成員 松江市玉湯町布志名767番地52 まるなか建設株式会社 代表取締役 内藤 忠 構成員 益田市下本郷町219番地2 日新建設株式会社 代表取締役 宮地 正浩 (R6.10.17仮契約)	主な理由 【地山分類の変更による減額】 当初計画では、地表面からの探査およびボーリング調査から、地質を推定し掘削工法を決定していた。掘削を行った結果、推定と異なる区間が見られたため、推定よりも堅固な区間については掘削時の支保工を変更し、実際の岩盤状況に応じた掘削工法が必要となった。 【施工ヤード等の追加整備による増額】 工事用道路を含む施工ヤード等の整備について、当初計画では、現地踏査による調査及び同規模工事の実績等を踏まえ、整備の範囲・規格等を推定により決定していた。施工ヤード等の整備に着手した結果、想定より軟弱な地盤であることなどが確認されたため、地盤改良などの追加整備が必要となった。 【労務単価等の引き上げによる増額】 令和5年3月の労務単価改定に伴い、特例措置として「令和5年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価及び当初契約時点の物価に基づく請負代金額に変更する」こととしている。 本契約は、これに該当することから(令和5年3月9日契約)新労務単価及び当初契約時点の物価を適用し、請負代金額を変更した。	

令和6年度土木部11月補正予算案(初日提案分)について

1. 補正の概要

翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為の補正及び繰越明許費の設定

2. 補正内容

(1) 債務負担行為補正 5,697 百万円 (注) 流域下水道事業会計を除く

うち追加分 4,643 百万円 (うち平準化分 1,411 百万円)
変更分 1,054 百万円 (うち平準化分 697 百万円)

- ・道路や河川事業等における事業進捗や計画変更に伴う追加及び変更
- ・年間を通じての工事施工時期の平準化を図るための追加及び変更

(2) 繰越明許費 25,638 百万円 (注) 流域下水道事業会計を除く

- ・設計変更などにより年度内に完了しない見込みであることが既に明らかな事業に係る繰越明許費の設定

(3) 流域下水道事業会計

債務負担行為補正 106 百万円

うち追加分 106 百万円 (うち平準化分106 百万円)

- ・年間を通じての工事施工時期の平準化を図るための追加

令和6年度11月補正予算案 債務負担行為補正 (流域下水道事業会計を除く)

債務負担行為の設定 5,697,230千円 (追加:4,643,230千円、変更:1,054,000千円)

うち工事施工時期の平準化のための債務負担行為 2,108,350千円 (追加:1,411,350千円、変更:697,000千円)

[一般会計:追加分]

※網がけは、工事施工時期の平準化のための債務負担行為

事 項 (事 業)	期 間 (年度)	限 度 額 (千円)	内 容	
			箇 所・概 要	位 置
地域整備促進事業費	6~7	500,000	県内一円 維持管理業務 500,000千円	全県
土砂災害対策道路事業費	6~7	100,000	(国)184号外 現場技術業務 100,000千円	全県
社会資本整備総合交付金事業費	6~8	600,000	(国)184号 立久恵工区 道路改良 600,000千円	出雲市
ダム管理事業費	6~7	216,970	三瓶ダム ダム設備保守点検業務 45,000千円 ほか12件	大田市
ダム管理事業費	6~8	4,000	山佐ダム 小型船舶更新 4,000千円	安来市
県単河川災害関連事業費	6~7	23,000	八戸川 現場技術業務 23,000千円	江津市
河川総合開発事業費	6~7	160,000	矢原川ダム 環境調査業務 120,000千円 ほか1件	浜田市
県単河川維持修繕費	6~7	195,200	堂の前排水機場外、奥田川樋門外 排水機場・樋門点検整備 34,200千円 ほか21件	雲南市
河川管理事業費	6~7	46,180	松江管内一円 水門・樋門専門点検 13,000千円 ほか7件	松江市、安来市
県単河川リフレッシュ事業費	6~7	25,000	千酌川外 掘削・伐採工 25,000千円	全県
公共事業調査設計費	6~7	10,000	再評価委員会資料作成 10,000千円	—
水防活動費	6~7	25,000	水防情報システム 保守業務 25,000千円	—
県単海岸維持修繕費	6~7	5,500	琴ヶ浜海岸外 堆積砂押土 5,500千円	大田市
県単河川総合開発事業費	6~7	6,000	三瓶ダム 気泡循環装置効果検証 6,000千円	大田市
県単港湾事業費	6~7	150,000	江津港 郷田・渡津工区 浚渫 100,000千円 ほか2件	江津市
県単空港事業費	6~9	280,000	隠岐空港 化学消防車購入 280,000千円	隠岐の島町
志津見ダム・尾原ダム事業促進事業費	6~7	10,000	尾原ダム湖 ポート競技施設管理業務 10,000千円	雲南市

特定土砂災害対策推進事業費	6~7	80,000	県内一円 現場技術業務 80,000千円	全県
県単砂防修繕費	6~7	80,500	菱根地区 水路補修工 3,000千円 ほか16件	出雲市
県単砂防ダムリフレッシュ事業費	6~7	30,000	右谷川砂防堰堤 掘削工 10,000千円 ほか2件	出雲市
県単急傾斜地崩壊対策事業費	6~7	35,000	矢田地区 擁壁工、落石防護柵工 35,000千円	安来市
過年土木災害復旧費	7	130,000	(主)大社日御碕線 法枠工、鉄筋挿入工、擁壁工 130,000千円	出雲市
土砂災害情報通報事業費	6~7	30,000	土砂災害予警報システム システム開発及び運用保守 30,000千円	—
県立都市公園管理運営事業費	7~11	1,900,880	浜山公園、石見海浜公園、万葉公園 指定管理業務 1,900,880千円	出雲市、江津市、浜田市、益田市

〔一般会計:変更分〕

※「限度額」欄の括弧書きは、補正前の限度額

事 項 (事 業)	期 間 (年 度)	限 度 額 (千 円)	内 容	
			箇 所・変 更 内 容	位 置
道路メンテナンス事業費	6~7	192,000 (190,000)	(国)184号外 橋梁点検業務 10,000千円→12,000千円(+2,000千円)	全県
社会資本整備総合交付金事業費	6~7	1,865,000 (1,080,000)	(主)玉湯吾妻山線 川井2工区 道路改良工 0千円→150,000千円(+150,000千円)	雲南市
			重栖港 重栖工区 浚渫 0千円→80,000千円(+80,000千円)	隠岐の島町
			県内一円 現場技術業務 0千円→90,000千円(+90,000千円)	全県
			都市計画道路飯島線 電線共同溝工事 0千円 → 200,000千円(+200,000千円)	安来市
			ほか3件	
社会資本整備総合交付金事業費	7	8,359,000 (8,249,000)	(国)187号 大野原工区 落石対策工 0千円→40,000千円(+40,000千円)	吉賀町
			高佐町A地区 掘削工、吹付砕工 0千円→60,000千円(+60,000千円)	浜田市
			ほか1件	
受託事業費	7	202,000 (182,000)	佐陀川 護岸工 0千円→20,000千円(+20,000千円)	松江市
安全な暮らしを守る県単河川緊急整備事業費	7	152,000 (132,000)	比津川 護岸工 0千円→20,000千円(+20,000千円)	松江市
県単空港事業費	6~7	94,000 (15,000)	出雲空港 航空照明電気施設保守点検 0千円→12,000千円(+12,000千円)	出雲市
			ほか2件	
空港管理事業費	6~7	32,000 (4,000)	出雲空港 植樹帯管理(剪定・芝刈・防除・除草) 0千円→10,000千円(+10,000千円)	出雲市
			ほか4件	
特定土砂災害対策推進事業費	7	360,000 (350,000)	山崎川 吹付法砕工 0千円→10,000千円(+10,000千円)	出雲市

繰越明許費の状況

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	予算額	繰越限度額		繰越率	繰越額の理由別内訳									
		11月補正			補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更					
補助公共	道路	15,417,398	191	9,647,518	62.6%		36	1,129,800	6	998,600			149	7,519,118
	河川・ダム	2,591,709	27	1,794,061	69.2%		6	422,600	3	552,300	1	85,100	17	734,061
	砂防	2,332,152	79	2,181,115	93.5%		16	273,200	2	54,600			61	1,853,315
	港湾・空港	1,948,450	19	1,028,227	52.8%				3	329,600			16	698,627
	街路・公園	2,662,693	11	1,541,570	57.9%				1	43,100			10	1,498,470
	下水道	3,095												
	住宅	8,000												
	文化財調査	23,851												
	災害関連	1,473,000	2	480,100	32.6%								2	480,100
補助公共計	26,460,348	329	16,672,591	63.0%		58	1,825,600	15	1,978,200	1	85,100	255	12,783,691	
県単公共	道路	1,309,199	14	620,227	47.4%								14	620,227
	河川・ダム	2,142,376	25	1,423,543	66.4%		8	756,700	1	13,100	1	48,000	15	605,743
	砂防	454,328	18	315,630	69.5%		3	44,520					15	271,110
	港湾・空港	734,299	10	207,500	28.3%				2	64,200			8	143,300
	街路・公園	436,677	7	191,694	43.9%				1	20,100			6	171,594
	住宅	52,050												
	地域整備促進等	463,800												
	災害関連	1,814,000	28	1,224,846	67.5%		4	109,830			1	17,000	23	1,098,016
県単公共計	7,406,729	102	3,983,440	53.8%		15	911,050	4	97,400	2	65,000	81	2,909,990	
維持修繕	道路	10,106,775	117	1,738,359	17.2%				7	74,900			110	1,663,459
	河川	2,127,025	44	1,121,267	52.7%		1	2,000	1	10,850			42	1,108,417
	砂防	591,362	27	239,674	40.5%								27	239,674
	港湾・空港	115,001												
	地域整備促進	940,046	3	50,000	5.3%								3	50,000
	維持修繕計	13,880,209	191	3,149,300	22.7%		1	2,000	8	85,750			182	3,061,550
直轄事業負担金	7,053,333													
災害復旧	5,453,743	93	1,089,230	20.0%		2	22,630					91	1,066,600	
受託	道路	62,500												
	河川	554,986	10	339,431	61.2%		3	153,115			1	11,550	6	174,766
	砂防	221,605	3	115,400	52.1%								3	115,400
	受託事業計	839,091	13	454,831	54.2%		3	153,115			1	11,550	9	290,166
その他	14,631,386	1	47,530	0.3%								1	47,530	
合計	75,724,839	729	25,396,922	33.5%		79	2,914,395	27	2,161,350	4	161,650	619	20,159,527	

【特別会計】

事業名	予算額	繰越限度額		繰越率	繰越額の理由別内訳								
		11月補正			補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更				
臨港地域整備特別会計	1,123,947	4	241,565	21.5%				1	150,400			3	91,165
県営住宅特別会計	3,716,223												

令和6年度11月補正予算案（初日提案分） 流域下水道事業会計

1. 主な補正内容

年間を通じての工事施工時期の平準化を図るための債務負担行為の追加

2. 債務負担行為補正

債務負担行為の設定 105,600千円（うち追加 105,600千円）

事 項（事業）	期間 （年度）	限度額 （千円）	備 考
東部処理区幹線管渠施設修繕工事	R6～R7	22,000 (0)	追加
東部浄化センター機器修繕工事	R6～R7	39,600 (0)	追加
西部処理区幹線管渠施設修繕工事	R6～R7	22,000 (0)	追加
西部浄化センター機器修繕工事	R6～R7	22,000 (0)	追加
計		2,877,600 (2,772,000)	

※括弧書きは、変更前の限度額

令和6年度土木部11月補正予算案(中日提案分)について

1. 補正の概要

- (1) 国の経済対策のうち、防災・減災、国土強靱化を推進するために必要な補正
- (2) 翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る繰越明許費の設定

2. 歳出補正額(一般会計) 11,325百万円

3. 補正内容

(1) 歳出事業 11,325百万円

【補正項目】

① 補助公共事業費 10,682百万円

② 維持修繕費 643百万円

- ・ 防災・減災、国土強靱化を推進するために必要な補正

(2) 繰越明許費 11,325百万円

- ・ 国の経済対策に伴い補正することとした事業に係る繰越明許費の設定

令和6年度11月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位:百万円

事業区分		予算区分	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)	
公共 (改良系)	補助公共	道 路	15,417	3,375	18,792	122%	
		河川・ダム	2,591	4,567	7,158	276%	
		砂 防	2,333	2,291	4,624	198%	
		港湾・空港	1,948	284	2,232	115%	
		街路・公園	2,663	165	2,828	106%	
		下 水 道	987		987	100%	
		住 宅	848		848	100%	
		文化財調査	24		24	100%	
		災害関連	1,473		1,473	100%	
	補助公共計		28,284	10,682	38,966	138%	
	県単公共	道 路	1,309		1,309	100%	
		河川・ダム	2,142		2,142	100%	
		砂 防	454		454	100%	
		港湾・空港	1,105		1,105	100%	
		街路・公園	437		437	100%	
		下 水 道	1,333		1,333	100%	
		住 宅	91		91	100%	
		地域整備促進等	464		464	100%	
		災害関連	1,814		1,814	100%	
県単公共計		9,149	0	9,149	100%		
公共計		37,433	10,682	48,115	129%		
維持修繕費	補助修繕	道 路	2,865	643	3,508	122%	
		補助維持修繕計		2,865	643	3,508	122%
	県単維持修繕	道 路	7,242		7,242	100%	
		河川・ダム	2,127		2,127	100%	
		砂 防	591		591	100%	
		港湾・空港	115		115	100%	
		地域整備促進	940		940	100%	
		県単維持修繕計		11,015	0	11,015	100%
		維持修繕費計		13,880	643	14,523	105%
		公共+維持修繕費		51,313	11,325	62,638	122%
直轄負担金		7,053		7,053	100%		
災害復旧費		5,454		5,454	100%		
受託事業費		839		839	100%		
総合計		64,659	11,325	75,984	118%		

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助公共に計上。
2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
3) 港湾、住宅には、特別会計計上分を含む。
4) 下水道には、流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和6年度11月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)
土木総務課	2,872,355	0	2,872,355	100.0%
技術管理課	477,214	0	477,214	100.0%
用地対策課	4,107,268	0	4,107,268	100.0%
道路維持課	15,823,947	1,522,539	17,346,486	109.6%
道路建設課	13,571,557	2,495,850	16,067,407	118.4%
高速道路推進課	5,348,749	0	5,348,749	100.0%
河川課	11,904,784	4,566,800	16,471,584	138.4%
斐伊川神戸川対策課	294,675	0	294,675	100.0%
港湾空港課	5,508,996	283,500	5,792,496	105.1%
砂防課	9,784,517	2,291,520	12,076,037	123.4%
都市計画課	4,046,699	164,850	4,211,549	104.1%
下水道推進課	743,610	0	743,610	100.0%
建築住宅課	1,240,468	0	1,240,468	100.0%
一般会計合計	75,724,839	11,325,059	87,049,898	115.0%

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
5,981,726	0	49,265	5,293,500	0	568	11,325,059

2. 特別会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,123,947	0	1,123,947	100.0%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,716,223	0	3,716,223	100.0%
特別会計合計	4,840,170	0	4,840,170	100.0%

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
0	0	0	0	0	0	0

繰越明許費の状況

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	予算額	繰越限度額						繰越率	繰越額の理由別内訳										
		11月補正 (初日/通常)		11月補正 (中日/国補正)		計			補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更						
補助公共	道路	18,792,810	191	9,647,518	65	3,375,412	256	13,022,930	69.3%	65	3,375,412	36	1,129,800	6	998,600		149	7,519,118	
	河川・ダム	7,158,509	27	1,794,061	33	4,566,800	60	6,360,861	88.9%	33	4,566,800	6	422,600	3	552,300	1	85,100	17	734,061
	砂防	4,623,672	79	2,181,115	64	2,291,520	143	4,472,635	96.7%	64	2,291,520	16	273,200	2	54,600			61	1,853,315
	港湾・空港	2,231,950	19	1,028,227	4	283,500	23	1,311,727	58.8%	4	283,500			3	329,600			16	698,627
	街路・公園	2,827,543	11	1,541,570	1	164,850	12	1,706,420	60.3%	1	164,850			1	43,100			10	1,498,470
	下水道	3,095																	
	住宅	8,000																	
	文化財調査	23,851																	
災害関連	1,473,000	2	480,100			2	480,100	32.6%									2	480,100	
補助公共計	37,142,430	329	16,672,591	167	10,682,082	496	27,354,673	73.6%	167	10,682,082	58	1,825,600	15	1,978,200	1	85,100	255	12,783,691	
県単公共	道路	1,309,199	14	620,227			14	620,227	47.4%								14	620,227	
	河川・ダム	2,142,376	25	1,423,543			25	1,423,543	66.4%		8	756,700	1	13,100	1	48,000	15	605,743	
	砂防	454,328	18	315,630			18	315,630	69.5%		3	44,520					15	271,110	
	港湾・空港	734,299	10	207,500			10	207,500	28.3%				2	64,200			8	143,300	
	街路・公園	436,677	7	191,694			7	191,694	43.9%				1	20,100			6	171,594	
	住宅	52,050																	
	地域整備促進等	463,800																	
災害関連	1,814,000	28	1,224,846			28	1,224,846	67.5%		4	109,830			1	17,000	23	1,098,016		
県単公共計	7,406,729	102	3,983,440			102	3,983,440	53.8%		15	911,050	4	97,400	2	65,000	81	2,909,990		
維持修繕	道路	10,749,752	117	1,738,359	69	642,977	186	2,381,336	22.2%	69	642,977			7	74,900		110	1,663,459	
	河川	2,127,025	44	1,121,267			44	1,121,267	52.7%		1	2,000	1	10,850			42	1,108,417	
	砂防	591,362	27	239,674			27	239,674	40.5%								27	239,674	
	港湾・空港	115,001																	
	地域整備促進	940,046	3	50,000			3	50,000	5.3%								3	50,000	
維持修繕計	14,523,186	191	3,149,300	69	642,977	260	3,792,277	26.1%	69	642,977	1	2,000	8	85,750			182	3,061,550	
直轄事業負担金	7,053,333																		
災害復旧	5,453,743	93	1,089,230			93	1,089,230	20.0%			2	22,630					91	1,066,600	
受託	道路	62,500																	
	河川	554,986	10	339,431			10	339,431	61.2%		3	153,115			1	11,550	6	174,766	
	砂防	221,605	3	115,400			3	115,400	52.1%								3	115,400	
	街路	221,605	3	115,400			3	115,400	52.1%								3	115,400	
受託事業計	839,091	13	454,831			13	454,831	54.2%		3	153,115			1	11,550	9	290,166		
その他	14,631,386	1	47,530			1	47,530	0.3%									1	47,530	
合計	87,049,898	729	25,396,922	236	11,325,059	965	36,721,981	42.2%	236	11,325,059	79	2,914,395	27	2,161,350	4	161,650	619	20,159,527	

【特別会計】

事業名	予算額	繰越限度額						繰越率	繰越額の理由別内訳									
		11月補正 (初日/通常)		11月補正 (中日/国補正)		計			補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更					
臨港地域整備特別会計	1,123,947	4	241,565			4	241,565	21.5%				1	150,400				3	91,165
県営住宅特別会計	3,716,223																	

島根県公共土木施設長寿命化計画〔第2期〕（素案）の策定について

1. 経緯等

- ・平成27年9月に「島根県公共施設等総合管理基本方針」を策定（政策企画局）
- ・平成27年12月に「島根県公共土木施設長寿命化計画」を策定
- ・現行計画の実施期間は、平成27年度からの10年間
- ・今年度末で期限を迎えるため、令和7年度以降の長寿命化計画を策定

2. 第2期島根県公共土木施設長寿命化計画の概要

(1) 計画期間：10年間（令和7年度～令和16年度）

(2) 対象施設：17施設

（現行計画から3施設（道路防護柵、河川海岸、港湾海岸）を追加）

(3) 取組の考え方（現行計画から変更なし）

1) メンテナンスサイクルを継続的に実施

2) 点検・診断・措置・記録

①点検

橋梁、トンネル、舗装など：5年に1回

水門、樋門など：1年に1回

②診断

点検結果を「健全度Ⅰ（健全）」「健全度Ⅱ（予防保全段階）」

「健全度Ⅲ（早期措置段階）」「健全度Ⅳ（緊急措置段階）」の4段階で評価

③措置

各施設の特性に応じた管理水準（状態監視保全、時間計画保全）により、計画的に修繕・更新を実施

④記録

点検、診断、措置の結果を記録し、次回点検へ反映

メンテナンスサイクル

点検 → 診断 → 措置 → 記録



(4) 定期点検結果による措置

施設毎に点検結果の措置に基づき、計画的に対策を実施

施設	令和5年度までに対策完了	令和6年度以降対策数		点検結果の措置
		Ⅲ	Ⅳ	
橋梁 (2,758橋)	205橋	108橋	0橋	健全度Ⅲの対策を点検後5年以内に実施 Ⅲ判定解消後、予防保全へ移行する計画
トンネル (199本)	111本	47本	0本	健全度Ⅲの対策を点検後5年以内に実施 Ⅲ判定解消後、予防保全へ移行する計画
河川管理施設 (588設備)	319設備	11設備	2設備	健全度Ⅲの対策を点検後10年以内に完了

※健全度Ⅳの施設は応急措置を講じ早急に対策を完了

(5) 第2期計画策定スケジュール（案）

令和6年12月～ パブリックコメント

令和7年 3月 2月議会（第2期計画案の報告）

3月末 第2期計画の決定

島根県公共土木施設長寿命化計画（素案）

[第2期]

令和7年 月

島根県土木部

目 次

1. はじめに	P 1
2. 計画の位置付け	P 2
3. 計画期間	P 3
4. 対象施設	P 3
5. 現状と課題	P 4
(1) 施設の現状	P 4
(2) 平成27年策定時の課題と対応状況	P 8
6. 取組の考え方	P 10
(1) メンテナンスサイクルの確立と継続実施	P 10
(2) 各施設の長寿命化修繕計画の策定	P 10
(3) 点検・診断・措置・記録	P 11
(4) 維持管理システムの構築	P 13
7. 今後10年間の対策方針	P 14
(1) 定期点検結果による措置	P 14
(2) 対策費用について	P 15
(3) 維持管理・更新等に要する経費	P 15
8. 維持管理の充実に向けて	P 16
(1) 技術職員の育成	P 16
(2) 市町村の支援	P 16
(3) 地元業界団体の育成	P 16
(4) フォローアップ	P 16

1. はじめに

島根県は、これまで社会経済活動や県民生活の向上に必要な社会資本である多くの公共土木施設（道路、河川、港湾、空港、公園、砂防、下水道処理施設等）の建設及び管理をしてきました。このうち昭和50年頃までに建設された施設は、既に50年以上経過し老朽化が進んでいます。近い将来、経年による老朽化が進行することにより、これらの施設に関わる更新費及び維持管理費の増大が予想されます。

今後、老朽化する公共土木施設をより一層、適切に維持管理を行い、県民に安全、安心な社会資本の提供を行っていくために、平成27年12月に「島根県公共土木施設長寿命化計画」、令和7年 月に「第2期島根県公共土木施設長寿命化計画」を策定し、公共土木施設の適切な維持管理が効率的かつ長期にわたり計画的に行えるよう取り組むこととしています。

第2期計画は、これまでに構築したメンテナンスサイクル（点検・診断・措置・記録）の取組みを継続して進めることにより、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減や予算の平準化を引き続き目指すものです。

前計画の策定から10年が経過し、これまでの取組の内容・結果を踏まえ以下の項目について改定しています。

- ① 前計画の策定後、経年劣化が健全度に大きく影響するとして長寿命化修繕計画を策定または策定予定の3施設（道路防護柵、河川海岸、港湾海岸）を追加
- ② 定期点検を終え、長寿命化修繕計画を策定した施設は、施設毎に対策方針を記載
- ③ 維持管理・更新等に要する経費について追記

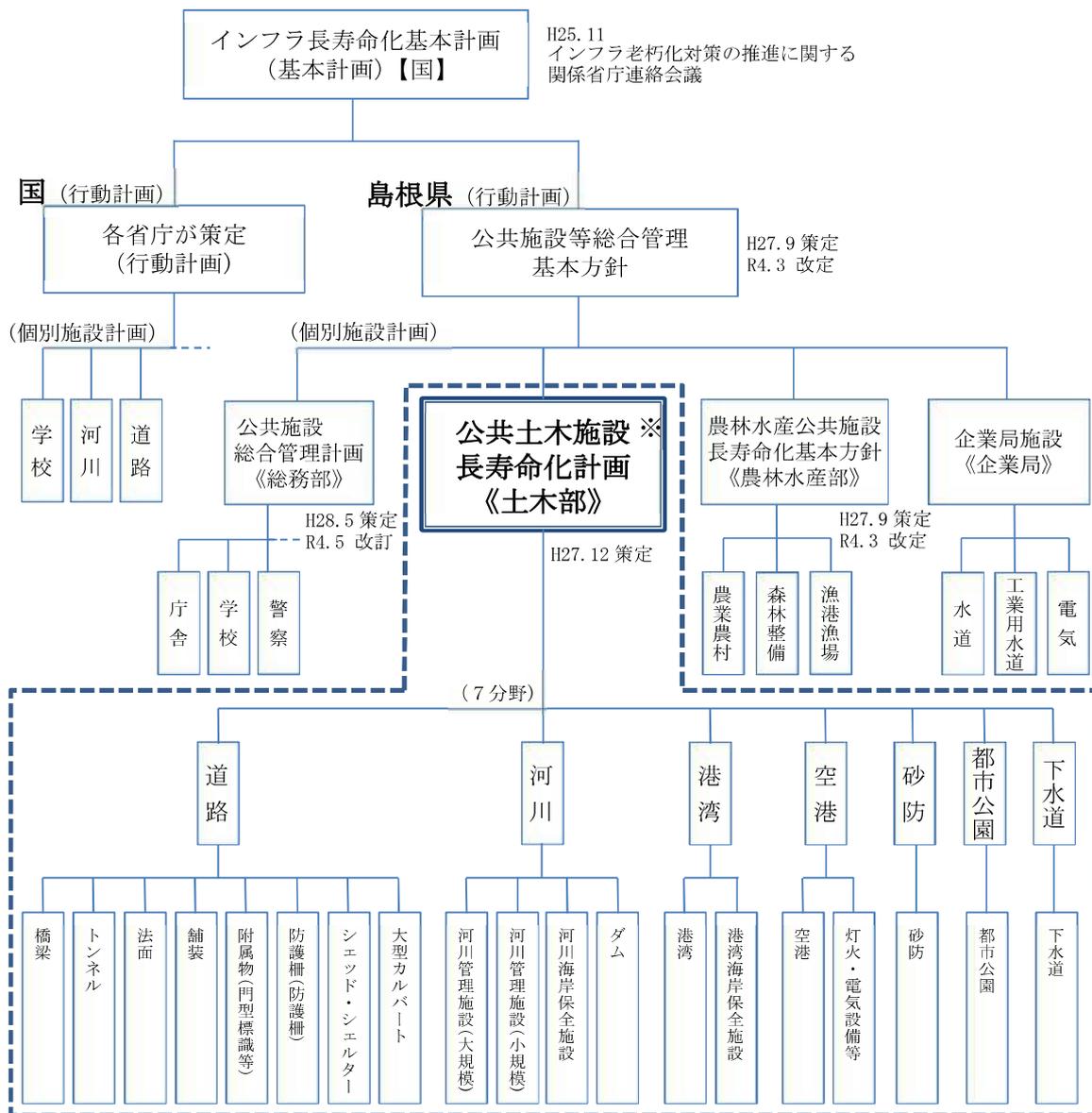
2. 計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月29日「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

本県では、この基本計画に基づき平成27年9月に「公共施設等総合管理基本方針」、令和7年 月に「第2期島根県公共施設等総合管理基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、公共施設等の長寿命化による財政負担の軽減・平準化や公共施設等の有効活用・適正化に取り組むこととしています。

この基本方針では、島根県が管理する公共施設等の特性や維持管理・更新等の取組みの方向性が示されています。この基本方針において示された7分野17施設について各施設の長寿命化修繕計画を策定（予定も含む）しました。本計画は、これらの長寿命化修繕計画を統括するものです。（図1参照）

図1. インフラ長寿命化計画体系図



※公共土木施設とは土木部が所管するインフラ施設です。

3. 計画期間

計画期間は、基本方針に基づき令和7年度から令和16年度の10年間とします。

4. 対象施設

本計画の対象とする施設は、経年劣化が健全度に大きく影響する施設等とします。対象施設は表1に示す7分野17施設です。

表1. 対象の公共土木施設一覧表

令和6年3月時点

分野名	施設名	施設数等		
道路	橋梁	2,758	橋	
	トンネル	199	本	
	シェッド※1、シェルター	55	基	
	大型カルバート※2	6	基	
	附属物（門型標識等）	38	基	
	附属物（防護柵）	1,576	km	
	法面	緊急輸送道路 その他	10,302 17,622	箇所
	舗装	3,095	km	
河川	河川管理施設（水門、樋門、排水機場）	225	施設	
	河川海岸保全施設	235	施設	
	ダム（土木構造物、電気通信施設、機械設備）	13	ダム	
港湾	岸壁、物揚場等	18	港湾	
	港湾海岸施設	13	海岸	
空港	滑走路、灯火・電気設備	3	空港	
砂防	砂防ダム、地すべり、急傾斜、雪崩	2,990	施設	
都市公園	都市公園施設（土木構造物、遊具等）	3	公園	
下水道	下水処理場	2	処理場	
	下水管渠	74.7	km	

※1 シェッド・シェルターとは、雪崩や落石、土砂崩れから道路等を守るために作られた洞門

※2 大型カルバートとは、箱型のコンクリート製の構造物で中に2車線以上の道路を有するもの

5. 現状と課題

(1) 施設の現状

島根県が管理する公共土木施設は、20年後に建設後50年以上を経過する施設の割合が橋梁で約68%、トンネルで約50%、水門・樋門で約73%、砂防ダムで約75%となり、各施設とも高齢化が進んでいきます。（表2参照）

なお、各施設数と建設年度を図2.1～図2.12に示します。

表2. 建設後50年以上経過する主な公共土木施設の割合

	令和5年度末	10年後	20年後
道路橋（橋長2m以上）	33%	52%	68%
トンネル	12%	27%	50%
水門・樋門・排水機場（河川）	17%	39%	73%
砂防ダム	34%	56%	75%

図2. 1 橋梁

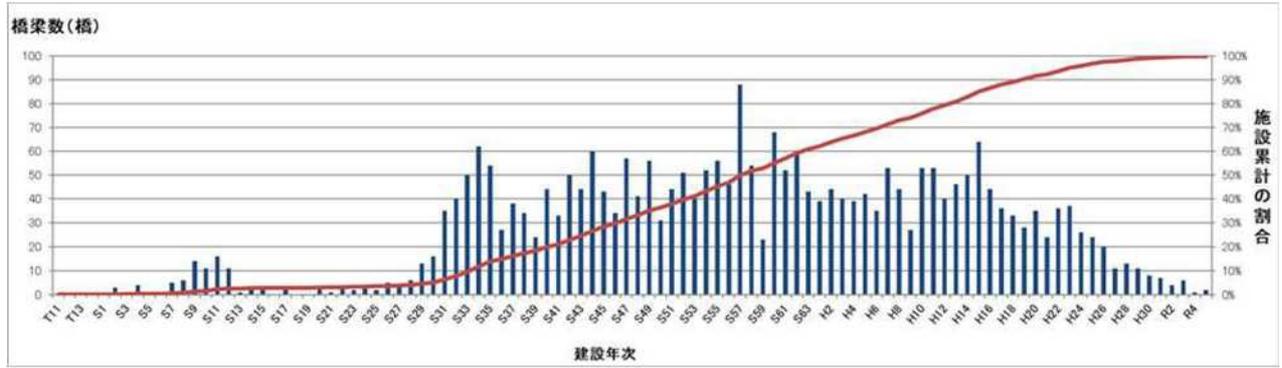


図2. 2 トンネル

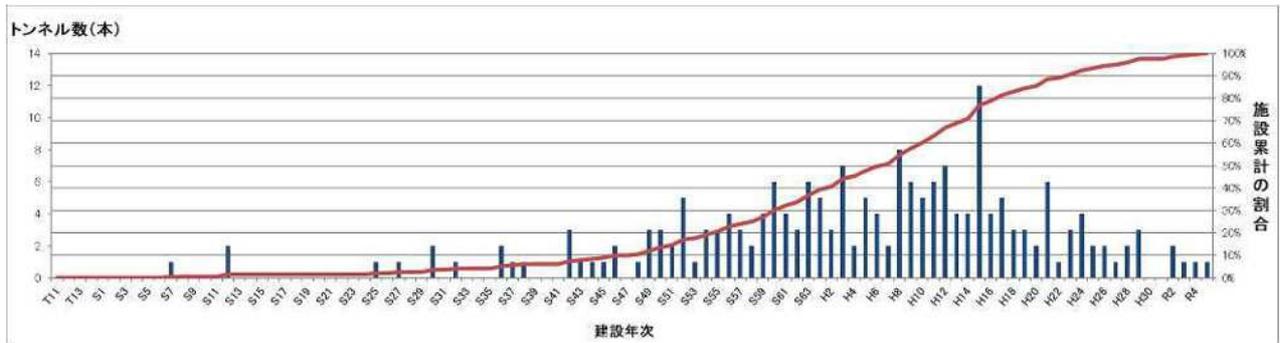


図2. 3 水門・樋門・排水機場

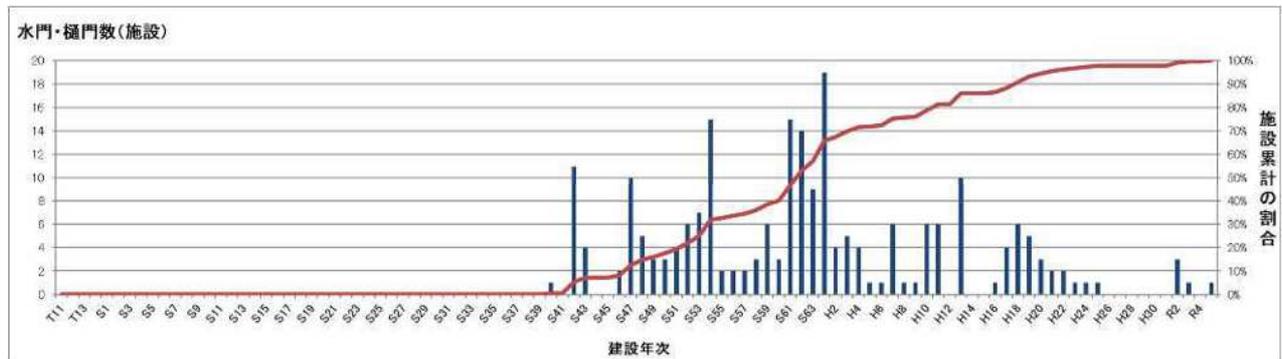


図2. 4 ダム

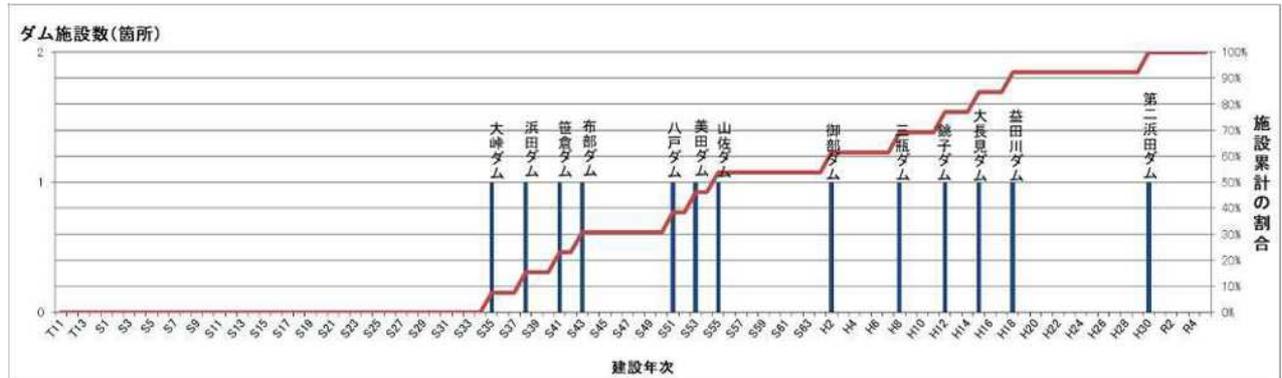


図 2. 5 港湾

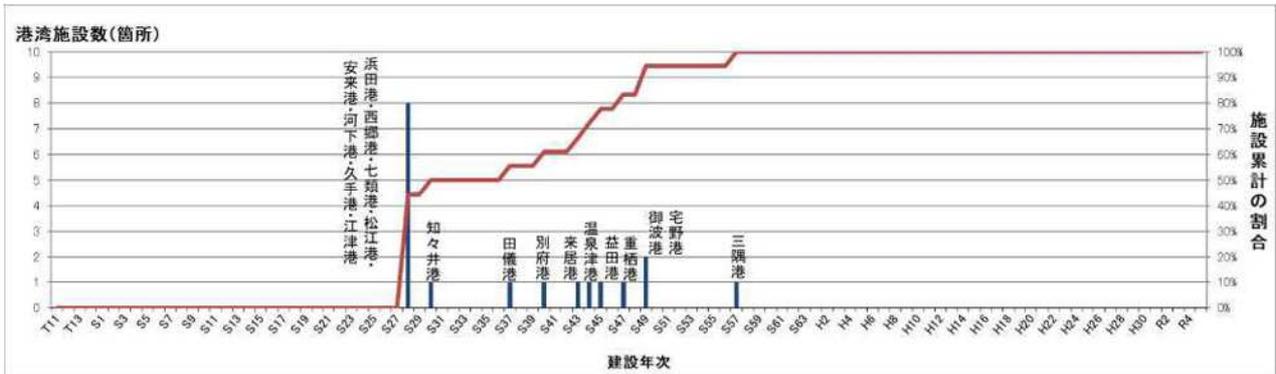


図 2. 6 空港

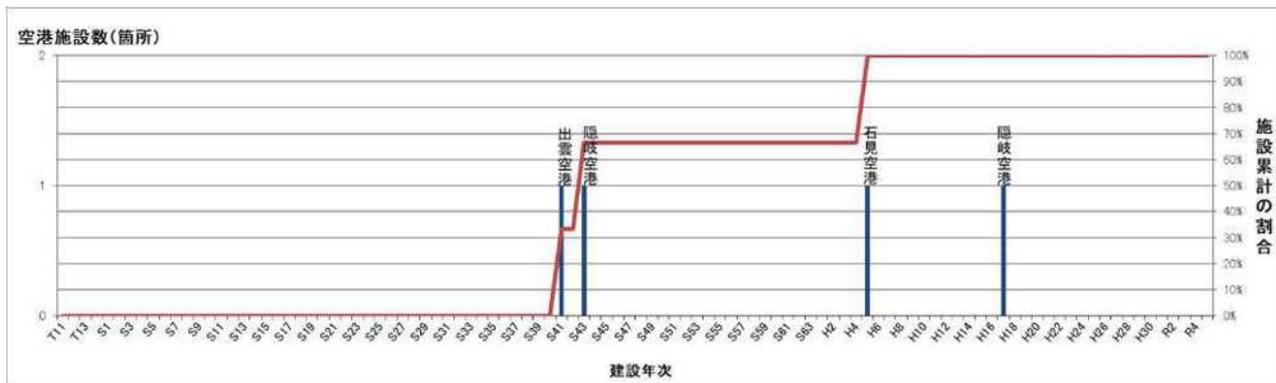


図 2. 7 砂防ダム

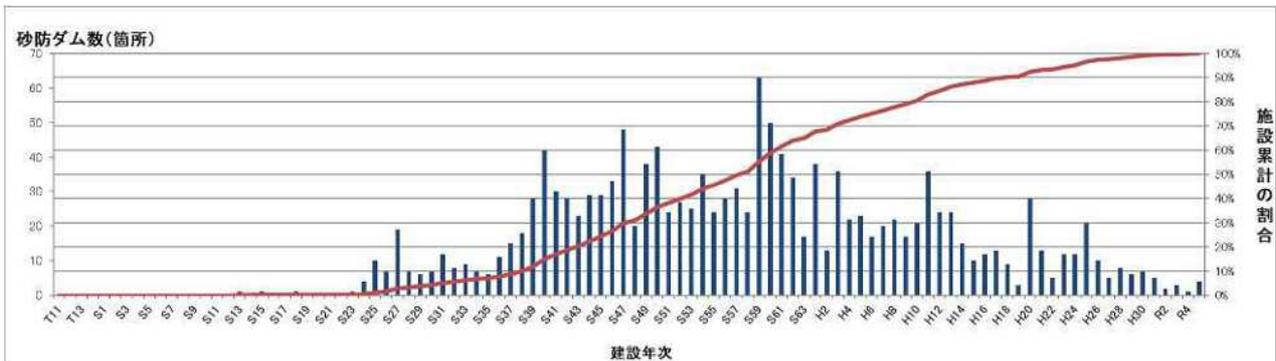


図 2. 8 地すべり防止施設

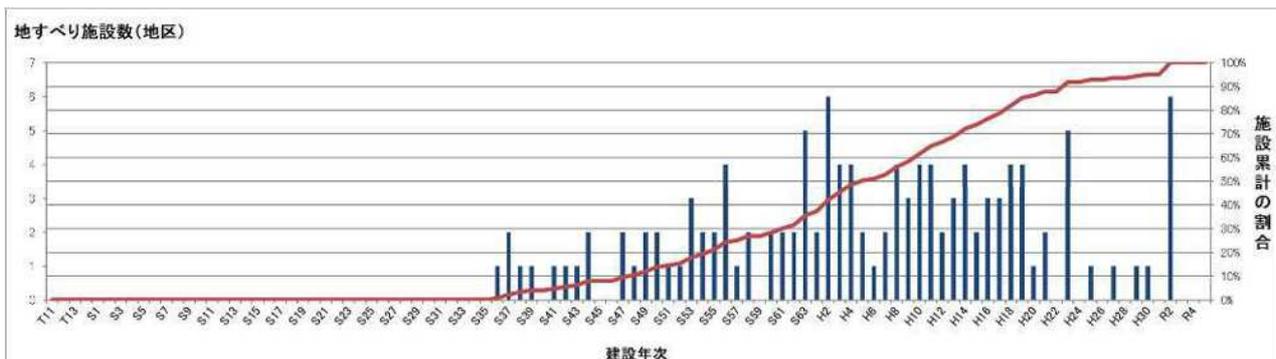


図 2. 9 急傾斜地崩壊防止施設

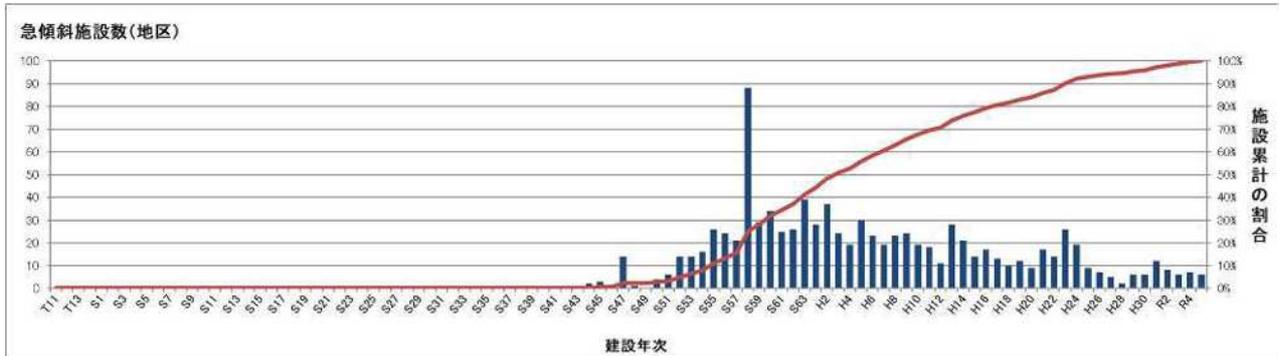


図 2. 10 都市公園

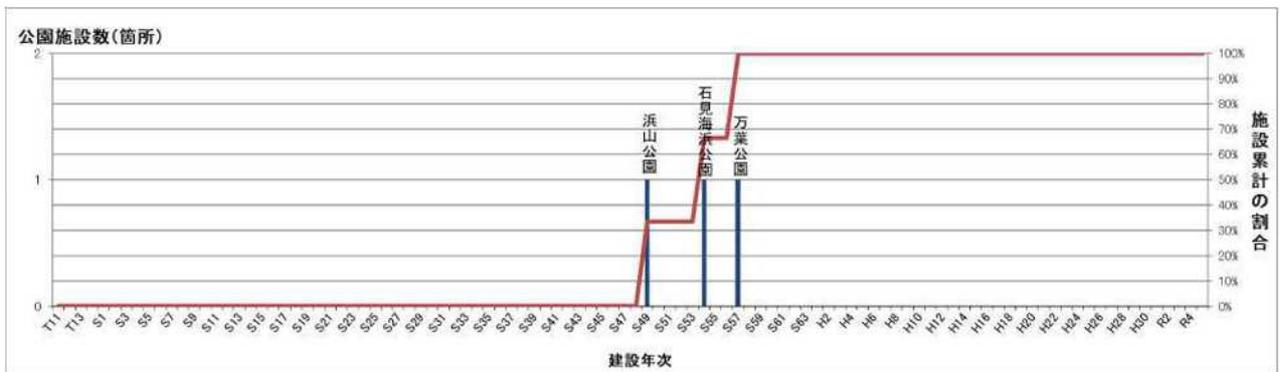


図 2. 11 下水処理場

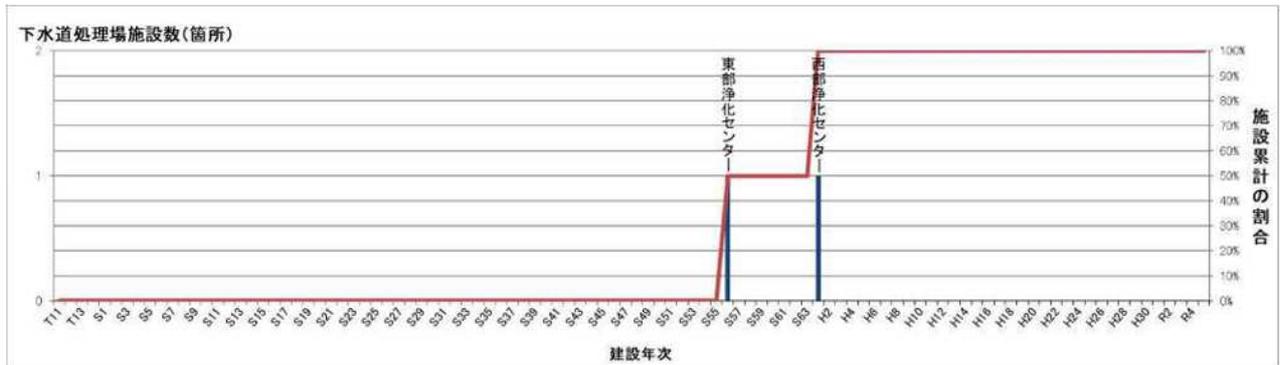
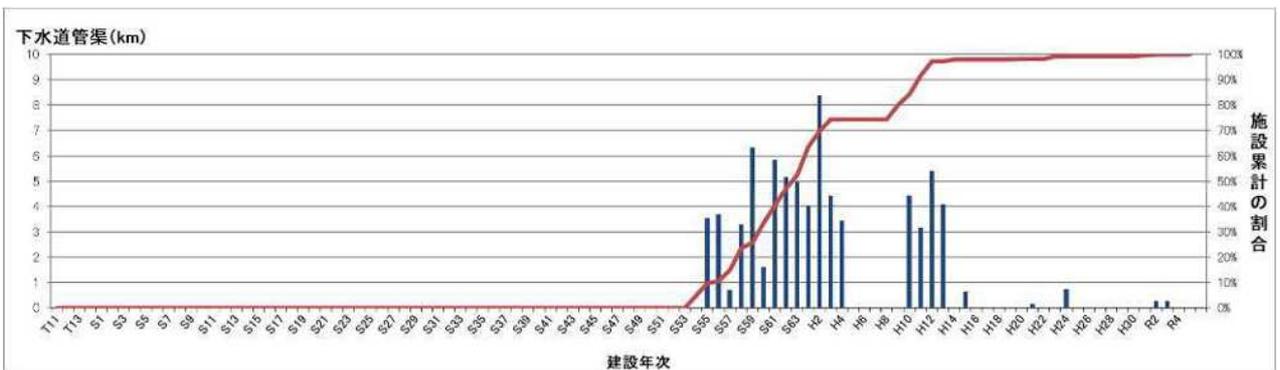


図 2. 12 下水管渠



(2) 平成27年策定時の課題と対応状況

島根県においては、これまで遅れている高速道路を始めとした道路網の整備、港湾整備、土砂災害対策や治水対策等の社会資本の整備を推進してきましたが、未だ十分な整備状況ではありません。今後もこうした整備を着実に進めるとともに、施設の長寿命化対策について計画的に行う必要があります。

前述した施設の多くは高度経済成長期以降に整備されており、今後、建設から50年以上経過する施設が加速度的に増加していきます。近年の激甚化・頻発化している自然災害等に対する防災・減災の観点からも、施設の機能が十全に発揮されるよう、適切な維持管理計画に基づいた施設管理を引き続き進めなければなりません。

島根県公共土木施設の維持管理に関わる課題と対応状況については、表3のとおりです。

表3. 県管理公共土木施設の維持管理に関わる課題一覧表

項目	課題内容	対応状況
① 点検・診断	□適切な点検・診断の実施	
	・これまで定期点検が行われていない施設あり	・全ての施設で定期点検を実施済み
	・総点検（H25～H26実施）の結果、要対策箇所が多数発見	・各施設において点検を実施し、結果を基に要対策箇所を把握
	・診断、健全度評価の不確実性	・判定区分を定め評価を統一
	□点検要領の改善・運用	
	・点検要領の不備（未制定、内容の周知不足）	・施設毎に点検要領を策定済み
② 修繕・更新	□修繕の仕方	
	・対症療法的な修繕	・点検結果から施設特性に応じて計画的に修繕を実施、時間計画保全の対象施設は引き続き計画的に実施
	□担い手の確保	
	・修繕に関わる技術者の不足	・ドローンやAI技術等の新技術活用
	・実態と乖離した工事価格	・適用に合わない工種は見積徴収により適切に計上

項目	課題内容	対応状況
③ 体制の確保	□維持管理体制の確保	
	<ul style="list-style-type: none"> ・技術系職員の減少、老朽化に関わる技術力の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方機関に長寿命化対策係、健全度判定委員会を設置（平成28年～） ・アドバイザー派遣制度による技術支援（平成28年～） ・専門研修、講習会の実施 ・道路橋点検士資格取得の補助（令和元年～令和4年） ・道路構造物管理実務者研修の受講補助（令和5年～）
④ 維持管理情報	□効率的な維持管理システムの構築	
	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に必要な台帳や図面等の資料が未整備 ・多くの台帳や帳票が紙媒体であり、利用が非効率 	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳、帳票及び点検結果、修繕履歴を一元化する維持管理システムを構築し運用している ・第1期（平成30年～令和5年） ・第2期（令和5年～）
	□県民への情報提供	
<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画及び各施設の長寿命化修繕計画の公表 ・定期点検結果の公表 	
⑤ 予算	□予算の確保	
	<ul style="list-style-type: none"> ・総点検により発見された要対策個所の修繕費用の確保 ・中長期的な維持管理・更新費の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化修繕計画により単年度予算を平準化し計画的に修繕しているが、予算の確保は引き続き課題である

6. 取組の考え方

(1) メンテナンスサイクルの確立と継続実施

公共土木施設の維持管理にあたっては、それぞれの特性（自然環境、利用状況、構造、材料等）を踏まえ定期的に点検・診断を行い、維持管理の効率性の確保を目的とする予防的な保全を基本とします。

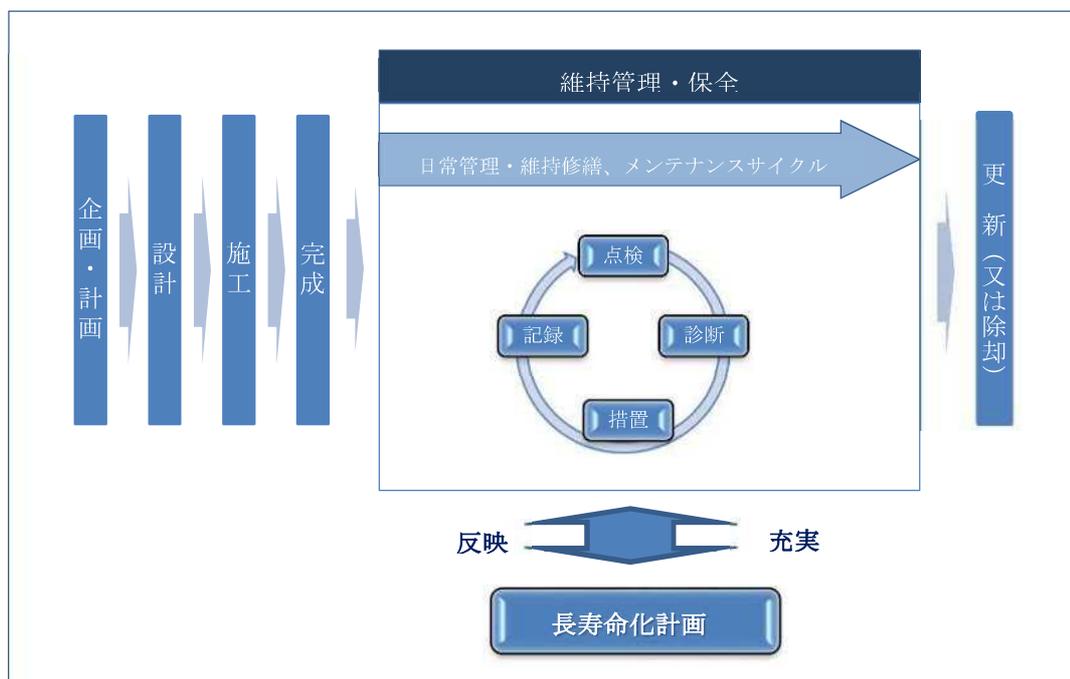
これにより、最小のライフサイクルコストで安全・安心やその他のサービス水準を確保していくことを目標とします。

この実現のためには、点検→診断→措置→記録→（次回点検）という維持管理のサイクル（メンテナンスサイクルという）の構築が不可欠であり、このサイクルを通して、施設に求められる必要な性能をより長期間保持していきます。（図3参照）

メンテナンスサイクルを継続的に実施していくための基本的な事項として次の項目があげられます。

- ① 予め頻度を定めた計画的な点検の実施
- ② 施設の健全度を一定の尺度で診断
- ③ 施設の特性に応じた措置
- ④ 点検・診断・措置の結果の記録・保存

図3. 施設のライフサイクルとメンテナンスサイクル・長寿命化計画



(2) 各施設の長寿命化修繕計画の策定

7分野17施設については、①対象施設、②計画期間、③対策の優先順位と考え方、④個別施設の状況等、⑤対策内容と実施時期、⑥対策費用の6項目を原則として記載し、各施設の長寿命化修繕計画（維持管理計画）を策定・公表し、点検等により新たな知見を得た場合は、適宜計画を見直します。

(3) 点検・診断・措置・記録

1) 点検

各施設の特性に応じた点検頻度を定め、継続的に点検を行います。(表4参照)

表4. 施設別点検頻度一覧

令和6年3月時点

分野名	施設名	施設数等	定期点検頻度	備考
道路	橋梁	2,758 橋	5年に1回	道路法に基づく点検
	トンネル	199 本	5年に1回	道路法に基づく点検
	シェッド・シェルター	55 基	5年に1回	道路法に基づく点検
	大型カルバート	6 基	5年に1回	道路法に基づく点検
	附属物(門型標識等)	38 基	5年に1回	道路法に基づく点検
	附属物(防護柵)	1,576 km	日常の道路パトロールと合わせて実施	島根県道路附属物(防護柵)修繕計画に基づく点検
	法面 緊急輸送道路 その他	10,302 17,622 箇所	要対策箇所: 5年に1回 それ以外: 10年に1回 10年に1回	島根県道路法面等構造物点検要領に基づく点検
	舗装	3,095 km	5年に1回	島根県舗装維持管理計画に基づく点検
河川	河川管理施設 (水門、樋門、排水機場)	225 施設	1年に1回	河川法に基づく点検
	河川海岸保全施設	235 施設	5年に1回	河川海岸保全施設点検要領(島根県)に基づく点検
	ダム (土木構造物、電気通信施設、機械設備)	13 ダム	1年に1回	河川法に基づく点検
港湾	岸壁、物揚場等	18 港湾	5年に1回	港湾法に基づく点検
	港湾海岸施設	13 海岸	5年に1回	島根県港湾海岸長寿命化計画に基づく点検
空港	滑走路、灯火・電気設備	3 空港	滑走路: 1~5年に1回 灯火・電気設備: 1年に1回	各空港保安管理規定に基づく点検
砂防	砂防ダム、地すべり、急傾斜、雪崩	2,990 施設	前回診断の健全度により 1~5年に1回	砂防関係施設点検要領(島根県)に基づく点検
都市公園	都市公園施設(土木構造物、遊具等)	3 公園	土木構造物: 1年に1回 遊具: 1年に2回	島根県立都市公園施設等維持管理要領に基づく点検
下水道	下水処理場	2 処理場	5年または7年に1回	下水道維持管理指針((財)日本下水道協会)に基づく点検
	下水管渠	74.7 km	5年に1回	

2) 診断・措置

各施設の健全度は表5の4段階を基本とします。点検・診断後、対策が必要な施設については、施設特性に応じて計画的な措置（修繕・更新）を行います。なお、ダムや空港等の一部施設については、施設の状態や機能の状況によらず耐用年数で取替又は更新等の措置を行う時間計画保全により管理します。

表5. 健全度区分表

区 分		状 態	措 置
I	健全	損傷がないか、あっても軽微で、構造物の機能に支障が生じていない状態	対策不要
II	予防保全段階	損傷等はあるが、構造物の機能に支障が生じていないため、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	予防保全の必要がある施設は対策を必要とする。 それ以外は、点検により監視
III	早期措置段階	損傷等があり、構造物の機能に支障が生じる可能性があるため、早期に措置を講ずべき状態	施設の状態や使用状況等により計画的に対策を実施
IV	緊急措置段階	損傷等が著しく、構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	施設の状態により、安全の確保を最優先とし、使用規制等を講じた後、速やかに対策を実施

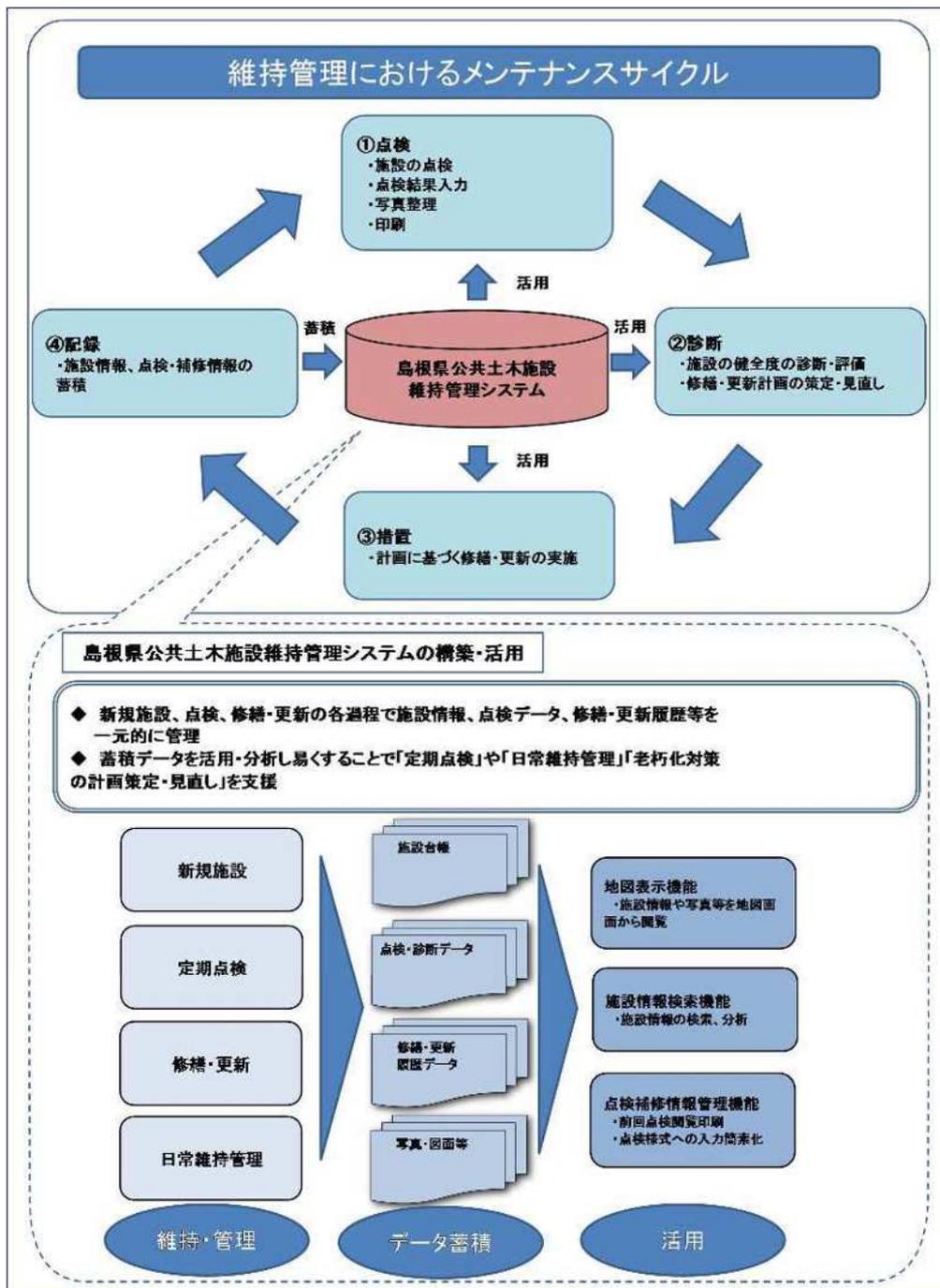
3) 記録

点検、診断、措置の結果を次回点検へ反映するための記録、保存の充実を図ります。

(4) 維持管理システムの構築・運用

施設の諸元、点検・診断・記録や修繕履歴等の情報をデータベース化し、一元管理する維持管理システムを構築し運用しています。システムによる更新作業のし易さや情報の共有化により、日常業務等での点検・更新・検索を容易にし、維持管理業務の効率化を図っています。(図4参照)

図4. 島根県公共土木施設の維持管理システムのイメージ



7. 今後10年間の対策方針

(1) 定期点検結果による措置

対策が必要となる施設については、施設特性に応じて各施設の長寿命化修繕計画を策定し、計画的な修繕・更新を行います。

各施設の修繕・更新の進捗状況と点検結果の措置を表6に示します。但し、健全度Ⅳの施設については、応急措置を講じ早急に対策を完了します。

表6. 施設毎修繕・更新状況と点検結果の措置

令和6年3月時点

分野	施設名	総施設数	令和5年度までに 対策完了	令和6年度以降対策数		点検結果の措置
				Ⅲ	Ⅳ	
道路	橋梁	2,758橋	205橋	108橋	0橋	健全度Ⅲの対策を点検後5年以内 に実施 Ⅲ判定解消後、予防保全へ移行する計画
			65%	35%		
	トンネル	199本	111本	47本	0本	健全度Ⅲの対策を点検後5年以内 に実施 Ⅲ判定解消後、予防保全へ移行する計画
			70%	30%		
	シェッド シェルター	55基	20基	5基	0基	健全度Ⅲの対策を点検後5年以内 に実施 Ⅲ判定解消後、予防保全へ移行する計画
			80%	20%		
	大型カルバート	6基	0基	0基	0基	健全度Ⅲの対策を点検後5年以内 に実施 Ⅲ判定解消後、予防保全へ移行する計画
	門型標識等	38基	6基	3基	0基	健全度Ⅲの対策を点検後5年以内 に実施 Ⅲ判定解消後、予防保全へ移行する計画
			67%	33%		
防護柵	1,576km	7.6km	16.0km		修繕・更新が必要と判定された施設は、原則として5年以内に対策を実施	
		32%	68%			
法面	27,924箇所	231箇所	383箇所	0箇所	要対策箇所(健全度Ⅲ相当)と判定された施設は、原則として10年以内に対策を実施	
		38%	62%			
舗装	3,095km	161.9km	45.0km	0.0km	舗装損傷状態のほか、路線の重要性、交通量、地域の特性等を考慮し、優先順位を決定して対策を実施	
		78%	22%			
河川	河川管理施設	225施設 (588設備)	319設備	11設備	2設備	健全度Ⅲの対策を点検後10年以内に完了
	河川海岸保全施設	26海岸 (235施設)	令和2年6月に海岸保全施設維持管理マニュアルが改定され、沖合施設が追加されたことに伴い、沖合施設の長寿命化策定に向けて調査を実施中			
	ダム	13ダム (449設備)	97設備	72設備	2設備	
港湾	港湾施設	18港湾 (629施設)	13施設	43施設	0施設	健全度Ⅲの対策を点検後10年以内に実施
	港湾海岸施設	13海岸 (140施設)	令和2年6月に海岸保全施設維持管理マニュアルが改定され、沖合施設が追加されたことに伴い、沖合施設の長寿命化策定に向けて調査を実施中			
空港	空港	3空港 (26施設)	4施設	8施設	0施設	舗装施設: 予防保全を継続し、早急に補修が必要となる前に更新 灯火施設: 時間計画保全を継続し、耐用年数に基づき劣化診断を行い更新
			33%	67%		
砂防	砂防施設等	2,990施設	108施設	115施設	18施設	健全度Ⅲの対策を点検後10年以内に完了
			45%	55%		
都市公園	都市公園施設	3公園 (697施設)	159施設	91施設	7施設	健全度Ⅲの対策を点検後5年以内に完了
			62%	38%		
下水道	下水処理施設 (管渠)	74.7km	0.3km	18.6km	0.0km	健全度Ⅲを点検後5年以内 に実施
			2%	98%		

(2) 対策費用について

対策箇所の損傷の程度や進行度合い及び利用状況等を勘案し、優先順位を考え、予算の平準化に配慮しながら予算措置を行っていきます。

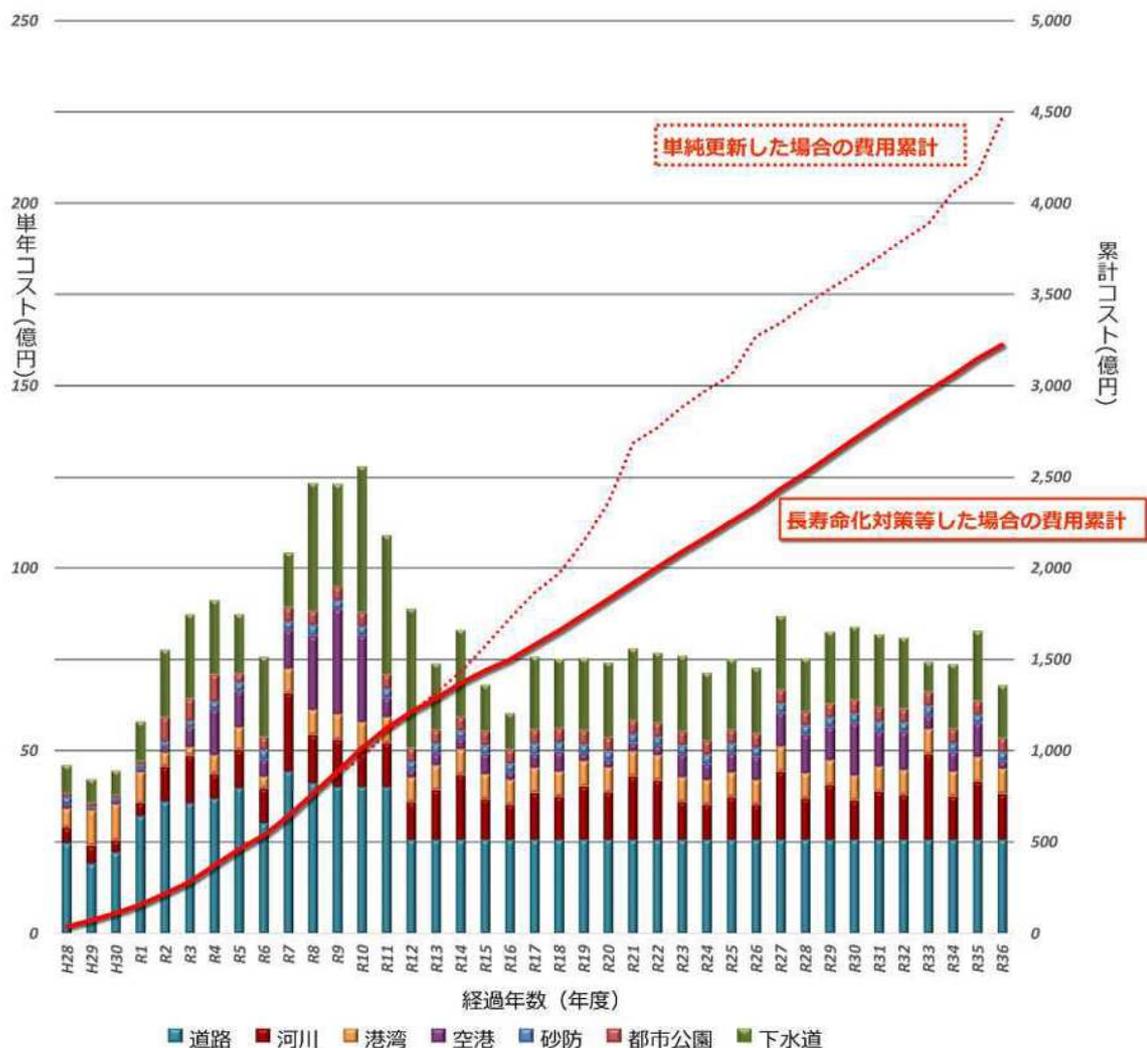
(3) 維持管理・更新等に要する経費

施設の維持管理・修繕、改修及び更新等に要する経費について、長寿命化修繕計画や施設台帳等を活用し、施設類型ごと一定の条件のもとに、中長期的に必要な経費を推計しました。

推計は、耐用年数経過時に単純更新した場合と長寿命化対策を反映した場合の差額により対策の効果額を算出しました。(図5参照)

推計期間は令和7年度から30年間です。

図5. 維持管理・更新等に要する経費の推計



8. 維持管理の充実に向けて

維持管理を円滑に進めていく上では、全ての施設の健全度等を正しく把握することや損傷のある施設についての的確な修繕を実施していくこと等が重要です。

こうしたことから、専門家の技術支援を受けながら以下の取り組みを継続的に実施することにより、維持管理の充実に努めていきます。

取り組む項目と併せて令和5年度末までに実施した活動内容も記載します。

(1) 技術職員の育成

1) 職員自らも点検し、診断が行えるよう、直営点検の実施や診断結果を複数の目でチェックするような仕組みの構築

- ➡健全度判定委員会を設立し、診断結果及び対策方針について審査
- ➡専門アドバイザー（橋梁調査会、コンクリート診断士会）による技術支援
- ➡インフラメンテナンスに関する研修の開催
- ➡道路橋点検士と同等のスキルを得られる研修への受講補助

(2) 市町村の支援

1) 技術支援（直営点検や技術研修会の開催）

- ➡身近な相談窓口として、地方機関に長寿命化対策係を設置
- ➡直営点検、健全度判定委員会の共同開催
- ➡専門アドバイザー派遣制度を活用した技術支援、診断講習会の実施
- ➡地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）に関する情報提供や取り組む自治体と課題を共有し、助言等を行う

2) 長寿命化計画策定の支援

- ➡県庁事業課から点検要領、長寿命化修繕計画、補修マニュアル等の情報提供

3) 維持管理システムの共同利用

- ➡県及び県内19市町村にてシステムの運営と共同利用を実施中

(3) 地元業界団体の育成

1) 点検・診断及び調査・設計に関する講習会の開催

- ➡地元コンサルタントも参加可能な専門アドバイザー講習会の開催

2) 修繕工事を行う上で必要な知識、技術を習得に関する講習会の開催

- ➡産学官民連携のメンテナンス技術に関する実証実験の開催

(4) フォローアップ

本計画を今後確実に実行していくため、「6. 取組の考え方」や「7. 今後10年間の対策方針」について、新たな知見を得た場合は適宜計画を見直していきます。

上記取組を含む計画に関する進捗状況を把握し、遅れている事項については、必要に応じて対策を行っていきます。

併せて、県民に公共インフラへの関心、理解を頂くための情報発信をしていきます。

第3回 出雲空港利用者利便向上協議会 交通・駐車場部会について（R6.11.14開催）

1 部会の概要

出雲空港の駐車場において、ターミナルビル付近の長期駐車の抑制が課題となっていることから、出雲空港利用者利便向上協議会の専門部会を開催し、出雲空港における駐車場の対応策について検討を行う。

2 部会の構成員

大阪航空局、JAL、ターミナルビル会社、出雲空港内タクシー協議会、一畑交通、一畑トラベルサービスなどの空港関係者、斐川商工会、松江市、出雲市、島根県の関係機関の17の組織

3 第3回部会での主な検討内容

- (1) 駐車場管理規程効果検証
 - ・駐車場管理規程施行後の利用状況について共有・・・【参考1】
- (2) 空港連絡バスの利用促進
 - ・バス利用に関するアンケート調査結果について共有・・・【参考2】
 - ・パーク&ライドの検討状況

4 検討結果

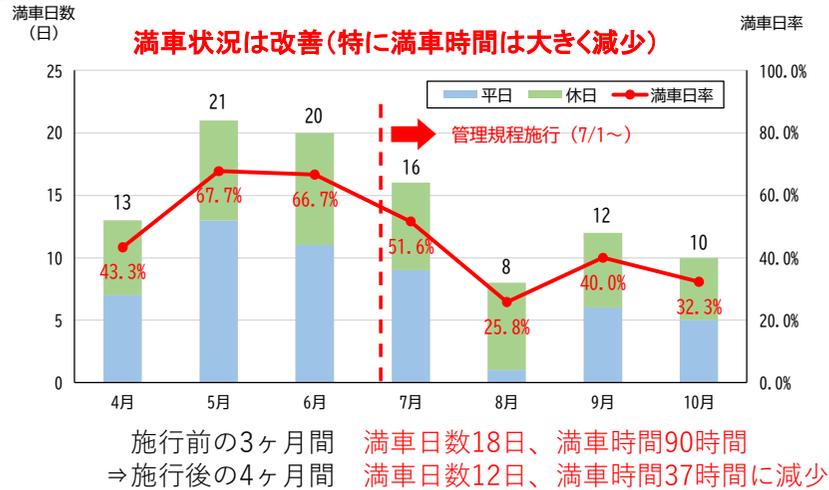
- (1) 有料化について
 - ・駐車場管理規程施行後のターミナルビル付近の満車状況は改善傾向となっており、現在の状況が継続すれば有料化が必要な状況ではない。
 - ・ただし、現時点では施行後4か月のデータしかないため、引き続き利用状況を注視し、継続的な効果検証を行う。
- (2) 空港連絡バスの利用促進について
 - ・アンケート調査結果のニーズとして多かった「キャッシュレス決済の導入」を今後予定している。（運用開始令和7年3月予定）
 - ・航空会社との連携の取組として、web上でデジタルバスチケットの購入ができる「JAL MaaS」が令和6年10月24日から導入されている。
 - ・パーク&ライドの実現にあたっては、適地の選定に課題があり、引き続き関係機関と協議し検討を進める。

5 今後の対応

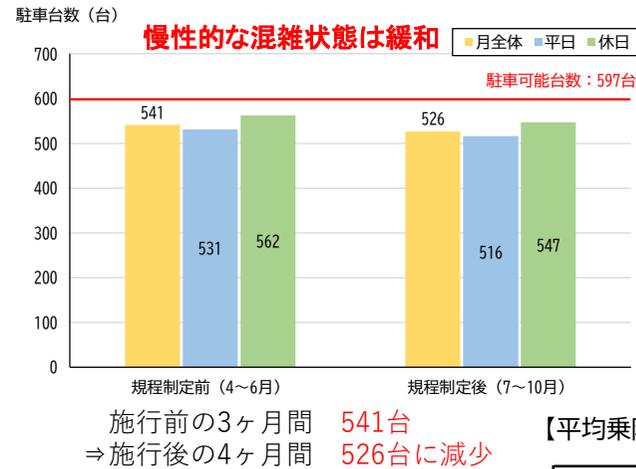
年末年始も含めた利用状況を確認したうえで、令和7年2月下旬に開催予定の第4回部会において今後の対応策について決定する予定

【参考1】駐車場管理規程施行後の利用状況（第1～第3駐車場）

① 満車日数・時間



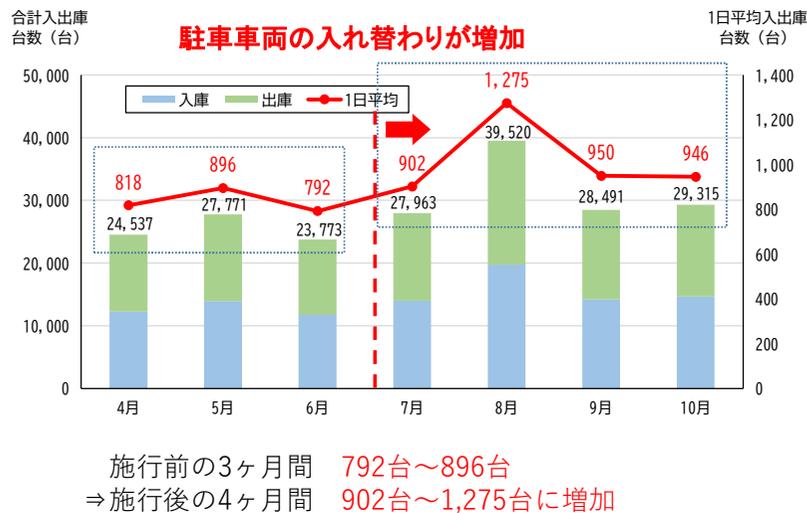
② 平均駐車台数



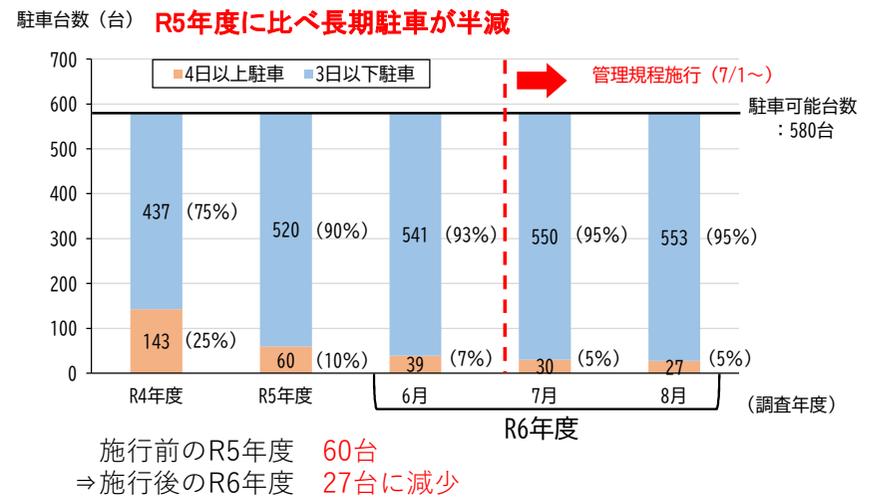
【平均乗降客数 (R6年度 4~10月)】

		4~6月	7~10月
乗降客数 (R6)	1日平均	2,634	2,944
	1ヶ月平均	80,764	89,803

③ 入出庫台数



④ 長期駐車台数



【参考2】 空港連絡バス利用に関するアンケート調査の概要

1. 調査概要

調査期間：R6. 4. 27～29、5. 16～18（6日間）

調査手法：搭乗待合室内にて、お客様にアンケート調査票を直接配布・回収

回収状況：4,198名（山陰居住者：1,797名、山陰以外居住者：2,301名）

2. 調査結果

（1）交通手段

- ・山陰居住者のうち80%以上が車で来港されている。（自家用車57.9%、送迎22.8%）
- ・一方、空港連絡バスは13.3%にとどまっている。
- ・山陰以外居住者のうち70%以上が車以外で来港されている。（レンタカー36.8%、空港連絡バス34.5%）

（2）空港連絡バスを利用しなかった理由（上位3項目）

【山陰居住者】

- ① 他の交通手段の方が早く着く（46.6%）
- ② 近くにバス停がない（30.0%）
- ③ 公共交通との接続が悪い（11.8%）

【山陰以外居住者】

- ① 他の手段の方が早く着く（26.3%）
- ② 他の手段の方が便利（16.7%）
- ③ 空港連絡バスを知らない（11.7%）

（3）利用促進に向けて必要なこと（上位3項目）

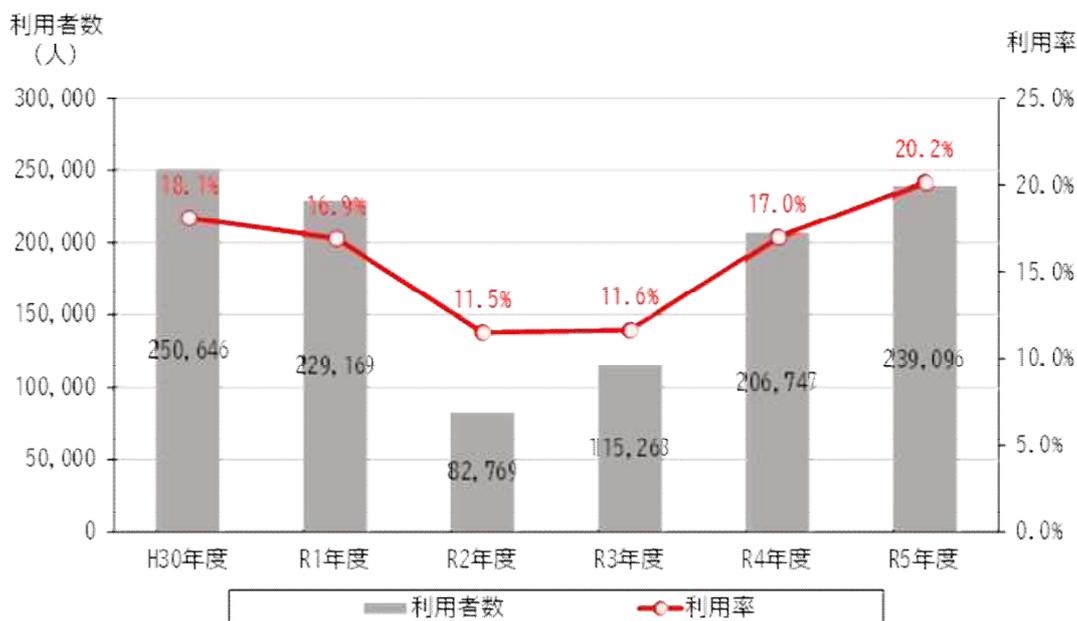
【山陰居住者】

- ① キャッシュレス決済の導入（29.1%）
- ② バス停付近に駐車場が必要（27.2%）
- ③ 料金を安くする（23.8%）

【山陰以外居住者】

- ① キャッシュレス決済の導入（38.6%）
- ② 情報発信・PR（24.4%）
- ③ 料金を安くする（15.1%）

（4）空港連絡バス利用状況（年度別）



県営住宅家賃過大徴収額の返還について

本年8月27日に公表した県営住宅家賃の誤徴収について、過大徴収額等の調査を行い、返還額を取りまとめた。(本年10月30日公表)

1 事案の概要

- ・家賃決定における世帯の収入認定において、名義人が被扶養者となる場合の老人扶養又は特定扶養に係る控除を適用していなかったことから、一部の入居者に対し、家賃の過大徴収が生じていたもの。
- ・過大徴収額の算出が可能な、平成18年4月から本年8月までに徴収した家賃を対象に調査を実施。

2 過大徴収額等の返還額

- (1) 該当世帯：84世帯（うち、退去済15世帯）
※なお、名義人の死亡等により、家族等へ名義が承継されたものが16世帯
- (2) 過大徴収額計：7,302,905円（敷金を含む。）
- (3) 返還額合計：10,024,128円

《内訳》

(金額の単位：円)

	対象世帯数	A：過大徴収額	B：返還利息額	C：返還額合計 (A+B)
老人扶養	83	7,286,824	2,706,894	9,993,718
特定扶養	1	16,081	14,329	30,410
計	84	7,302,905	2,721,223	10,024,128

※返還利息額は、返還日を令和7年1月31日として算出

3 返還の対応

- (1) 現時点で所在が判明している対象者（当該県営住宅に入居中を含む。）に対し返還額、返還方法等に関する通知を発出済である。
※所在が確認できていない世帯について、所在確定後、当該通知書を発出する。
- (2) 平成18年3月までに徴収した家賃については、対象となる方の申出により返還の対応を行う。(申出の期限は、令和7年3月末まで。)

4 返還に係る予算

- (1) 予 算：県営住宅特別会計（現年）において、同一の予算科目からの流用により対応する。
- (2) 流用額：10,898千円（内訳：調査分9,536千円、今後の申出分1,362千円）
※令和6年度において徴収した家賃については歳入から、敷金は歳入歳出外現金から返還対応するため、当該流用額から除く。
- (3) 理 由：返還による歳出増に対応する歳入が見込めないため。
なお、今回の流用元予算については、軽微な修繕に備える事務費として確保していた予算であり、事業への影響はない。

流用元：(01.01.02) 県営住宅施設改善事業	特別修繕費標準事務費
流用先：(01.01.02) 県営住宅入退去管理事業	県営住宅家賃返還事業